令和８年度立川市個人情報保護審査会答申について（要旨）

番号	諮問日（上段） 答申日（下段）	市の機関	諮問の概要	審査会の結論
立個審第３号	令和８年６月22日 令和８年８月28日	立川市教育委員会	審査請求人が行った保有個人情報開示請求（本件業績評価書及び本件報告書）に対して、立川市教育委員会が次の理由により保有個人情報一部開示決定を行ったところ、その決定を不服として取消しを求めるもの。 １　人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれがあるため。 ２　審査請求人以外の個人に関する情報が含まれているため。 ３　教育委員会の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため。	立川市教育委員会が行った保有個人情報一部開示決定に対する審査請求は、棄却すべきである。